

○個人情報保護委員会告示第 号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十八年個人情報保護委員会告示第五号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件）の一部を次のように改正し、令和七年十一月二十五日から施行する。

令和七年 月 日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
東京都港区虎ノ門二丁目二番三号 虎ノ門アルセアタワー 十二階 個人情報保護委員会事務局総務課内	東京都千代田区霞が関三丁目二番一号 霞が関コモンゲート西館三十二階 個人情報保護委員会事務局総務課内